

議案第 20 号

京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 394 号）が公布され、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部が改正されたこと、及び刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第221号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

(単位:円)

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改正規定及び附則第3項は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以

後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

- 3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は、無期の禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第221号)新旧対照表

現行								改正案							
京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 平成16年4月1日 条例第221号								京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 平成16年4月1日 条例第221号							
第1条～第7条 (略)								第1条～第7条 (略)							
第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。								第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。							
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者								(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者							
(2)～(5) (略)								(2)～(5) (略)							
第9条・第10条 (略)								第9条・第10条 (略)							
別表(第2条関係)								別表(第2条関係)							
(単位：円)								(単位：円)							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上	5年以上 10年未 満		10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	<u>35年以上</u>	
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>	
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>	
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>	
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>	
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>	
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>	
								<u>附 則</u>							

現行	改正案
	<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改正規定及び附則第3項は令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(人の資格に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は、無期の禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑法第16条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。</u></p>